

JARL

倉敷クラブ報

第255号

2004年12月11日 (土)



JARL登録 倉敷クラブ (登録番号31-1-1)

クラブ局 JA4YAB

<http://www.jarl.com/ja4yab/>

クラブ代表者 福岡康男 (JA4XZR)

〒710-0043 倉敷市羽島207-1

TEL086-424-9611

目 次

はじめに	JA4XZR	1
JA4YAB AWARD VIEWS	JA4XZR	2
CQ Local	JH4EOV	6
岡山県支部だより		6
電話の常識 (55)	JA4KI	7
新年会のお知らせ	JG4BCG	8
春の移動のお知らせ	JG4BCG	9
運転中の携帯……		10
お知らせ		11

次回定例ミーティングのお知らせ

日 時：平成17年2月12日(土) 18時30分～

場 所：市内白楽町 倉敷商工会議所 (駐車場あり)

[当日入口の案内板にて会場を確認ください]

次回以降の定例ミーティング 05年4月9日 6月11日

倉敷クラブの管理するレピータ

JR4WH 439.76MHz (運用責任者：JH4EOO)

JP4YCK 1292.58MHz (運用責任者：JA4AXM)

倉敷クラブ役員

会長(兼アワード担当)	JA4XZR	会 計 監 査	JA4KI
副 会 長	JH4GNE	ク ラ ブ 報 担 当	JA4AJB
副 会 長	JH4GAU	ク ラ ブ 報 担 当	JH4EOO
庶 務 担 当	JH4EOV	ミーティング担当	JR4BXK
会 計 担 当	JH4DDG	ミーティング担当	JG4BCG

クラブ報の原稿はミーティングの2週間前迄にクラブ報担当までに持参またはEメールでお願いいたします 原稿の寸法は表紙の外枠(13.5×21.5cm)です クラブ報担当JA4AJB JH4EOO

クラブ報の配付はミーティング当日持ち帰りを原則としております
ミーティング欠席の場合は代理で受取る方へ依頼されるようお願いいたします

は じ め に

J A 4 X Z R 福岡 康男

今年は波乱万丈という表現では言い尽くせない一年でした。

戦火の途絶えることのない中近東からは、いまだに暗いニュースばかりが届いておりますし、国内では台風が幾度も上陸し、クマが頻繁に人里に現れ、中越地方を強烈な地震が襲いまだに余震が続いております。

一年を回顧するという表現も月並みですが、身近なアマチュア無線の世界でも色々な出来事がありました。



倉敷屏風祭に使用した上記の屏風の作者をよく尋ねられますが、「倉敷クラブ AWARD」の写真に軒先が取り入れられている大原家本宅に昨年飾られた児島虎次郎の作品です。気が早いようですが、来年の記念QSLは国指定重要文化財の井上家住宅に飾られ、今年披露された屏風の中での圧巻でした笠岡出身の小野竹喬の「花の山」の使用を許可していただいています。ご期待下さい。

ともあれQSOパーティに始まった倉敷クラブの一年は、倉敷市の公式行事とタイアップした「春の倉敷音楽祭」「平成16年倉敷総合防災訓練」「秋の倉敷屏風祭」そして春・秋の移動ミーティング他様々な行事や勉強会等が役員各位のご尽力と会員諸兄のご協力でつつがなく終了し新しい年を迎えます。

ご支援への感謝と来年さらなるお力添えをお願いします。有難うございました。

JA4YAB AWARD VIEWS

de JA4XZR

【今後の市町村の合併予定情報】資料提供[総務省] 2004、11、18現在				
合併年月日	都道府県名	新市町村		合併形態
2004. 12. 01	茨城県	常陸太田市	ひたちおおたし	編入
"	北海道	函館市	はこだてし	編入
2004. 12. 05	群馬県	前橋市	まえばしし	編入
2004. 12. 06	三重県	桑名市	くわなし	新設
2005. 01. 01	熊本県	芦北町	あしきたまち	新設
"	島根県	飯南町	いいなんちょう	新設
"	三重県	松阪市	まつさかし	新設
"	福井県	南越前町	みなみえちぜんちょう	新設
"	佐賀県	白石町	しろいしちょう	新設
"	大分県	臼杵市	うすきし	新設
"	高知県	高知市	こうちし	編入
"	埼玉県	飯能市	はんのうし	編入
"	大分県	大分市	おおいたし	編入
"	鳥取県	伯耆町	ほうきちょう	新設
"	新潟県	上越市	じょうえつし	編入
"	青森県	十和田市	とわだし	新設
"	栃木県	那須塩原市	なすしおぼらし	新設
"	佐賀県	唐津市	からつし	新設
"	愛媛県	松山市	まつやまし	編入
"	愛媛県	砥部町	とべちょう	新設
"	愛媛県	内子町	うちこちょう	新設
"	愛媛県	鬼北町	きほくちょう	新設
"	群馬県	伊勢崎市	いせさきし	新設
2005. 01. 04	長崎県	長崎市	ながさきし	編入
2005. 01. 11	兵庫県	南あわじ市	みなみあわじし	新設
"	三重県	亀山市	かめやまし	新設

合併年月日	都道府県名	新市町村		合併形態
2005. 01. 11	秋田県	秋田市	あきたし	編入
"	愛媛県	大洲市	おおずし	新設
2005. 01. 15	熊本県	山鹿市	やまがし	新設
"	熊本県	宇城市	うきし	新設
2005. 01. 16	愛媛県	今治市	いまばりし	新設
2005. 01. 17	静岡県	菊川市	きくがわし	新設
2005. 01. 21	茨城県	那珂市	なかし	新設
2005. 01. 24	福岡県	福津市	ふくつし	新設
2005. 01. 31	岐阜県	揖斐川町	いびがわちよう	新設
2005. 02. 01	茨城県	水戸市	みとし	編入
"	大阪府	堺市	さかいし	編入
"	高知県	津野町	つのちよう	新設
"	岐阜県	高山市	たかやまし	編入
"	石川県	白山市	はくさんし	新設
"	石川県	能美市	のみし	新設
"	茨城県	城里町	しろさとまち	新設
"	広島県	北広島町	きたひろしまちよう	新設
"	福井県	越前町	えちぜんちよう	新設
2005. 02. 05	福岡県	久留米市	くるめし	編入
2005. 02. 07	岐阜県	関市	せきし	編入
"	広島県	東広島市	ひがしひろしまし	編入
"	三重県	四日市市	よっかいちし	編入
2005. 02. 11	青森県	つがる市	つがるし	新設
"	熊本県	阿蘇市	あそし	新設
"	熊本県	山都町	やまとちよう	新設
"	千葉県	鴨川市	かもがわし	新設
"	滋賀県	東近江市	ひがしおうみし	新設
2005. 02. 13	山口県	下関市	しものせきし	新設
"	岐阜県	中津川市	なかつがわし	編入
"	熊本県	南阿蘇村	みなみあそむら	新設
2005. 02. 14	滋賀県	米原市	まいばらし	新設

合併年月日	都道府県名	新市町村		合併形態
2005. 02. 28	栃木県	佐野市	さのし	新設
"	岡山県	津山市	つやまし	編入
2005. 03. 01	諫早市	諫早市	いさはやし	新設
"	佐賀県	小城市	おぎし	新設
"	徳島県	つるぎ町	つるぎちよう	新設
"	佐賀県	みやき町	みやきちよう	新設
"	石川県	宝達志水町	ほうだつしみずちよう	新設
"	石川県	中能登町	なかのとまち	新設
"	石川県	能登町	のとちよう	新設
"	徳島県	美馬市	みまし	新設
2005. 03. 03	大分県	佐伯市	さいきし	新設
2005. 03. 06	山口県	萩市	はぎし	新設
2005. 03. 19	新潟県	糸魚川市	いといがわし	新設
2005. 03. 20	福岡県	うきは市	うきはし	新設
"	広島県	呉市	くれし	編入
2005. 03. 21	新潟県	新潟市	にいがたし	編入
"	福岡県	柳川市	やながわし	新設
2005. 03. 22	香川県	丸亀市	まるがめし	新設
"	大分県	日田市	ひたし	編入
"	山口県	長門市	ながとし	新設
"	秋田県	由利本荘市	ゆりほんじようし	新設
"	秋田県	潟上市	かたがみし	新設
"	福岡県	筑前町	ちくぜんまち	新設
"	広島県	三原市	みはらし	新設
"	鹿児島県	さつま町	さつまちよう	新設
2005. 03. 28	栃木県	さくら市	さくらし	新設
"	千葉県	柏市	かしわし	編入
"	群馬県	太田市	おおたし	新設
"	茨城県	筑西市	ちくせいし	新設
"	福岡県	宗像市	むなかたし	編入
"	広島県	尾道市	おのみちし	編入

合併年月日	都道府県名	新市町村		合併形態
2005. 03. 31	島根県	松江市	まつえし	新設
"	広島県	庄原市	しょうばらし	新設
"	大分県	豊後高田市	ぶんごたかだし	新設
"	大分県	宇佐市	うさし	新設
2005. 04. 01	徳島県	阿波市	あわし	新設
"	大分県	竹田市	たけたし	新設
"	新潟県	妙高市	みょうこうし	編入
"	新潟県	阿賀町	あがまち	新設
"	新潟県	十日町市	とおかまちし	新設
"	愛知県	稲沢市	いなざわし	編入
"	宮城県	登米市	とめし	新設
"	宮城県	栗原市	くりはらし	新設
"	兵庫県	朝来市	あさごし	新設
"	兵庫県	淡路市	あわじし	新設
"	兵庫県	豊岡市	とよおかし	新設
"	長崎県	佐世保市	させほし	編入
"	長崎県	西海市	さいかいし	新設
"	静岡県	磐田市	いわたし	新設
"	静岡県	掛川市	かけがわし	新設
"	長野県	塩尻市	しおじりし	編入
"	埼玉県	秩父市	ちちぶし	新設
2005. 05. 01	和歌山県	田辺市	たなべし	新設
"	新潟県	柏崎市	かしわざきし	編入
"	新潟県	新発田市	しばたし	編入
2005. 09. 01	石川県	志賀町	しかまち	新設

平成の大合併だけに次々と発表される市町村を小まめに追いかけるだけでも大変です
 なんとかゲットしています。しばらく官報をみないとすぐに新しい市や町が誕生していま
 りリストも皆さんが使いやすいように簡単にしました。お正月も頑張ってください。

CQ Local

de JH4EOV

代筆 JA4AJB

新入会員の紹介

JN4NNV (ex JA3MWD, JA6AHH)

赤崎 弘毅 (アカサ ヒロキ) 1937, 10, 19生

712-8006 倉敷市連島町鶴新田1834-1

TEL 086-446-5119

どうぞ よろしくお願ひします

2005新春QSOパーティーのお知らせ

de JA4XZR

代筆 JA4AJB

2005年1月2日 09:00

周波数 A-433, 36MHz B-145, 36MHz

C-1295, 36MHz

ルール 08:30より A-433:36MHzにてチェクインを
受け付けます、08:50までに09:00以後はご遠慮
ください、バンドが変われば受け付けます。

岡山県支部便り

☆ 全日本 ARDF 大会の協力のお礼

平成14年10月23・24日(土曜日・日曜日)

2004全日本 ARDF 競技大会が蒜山地方で開催されました。

JA4YAB のメンバー3人参加していただき記念局の運用をお願いしました。600局余りの運用をしていただきありがとうございます御座いました。

結果等は JARL 岡山県支部のホームページからリンクを見てください。

中国本部長 支部長から、宜しく伝えて下さいとのことでした。

◎NTTの固定電話の加入権がタダになる

最近大変多い質問です。最近いろいろと物議を醸している、加入権の価値がタダになってしまうというものです。

NTTの固定電話の加入権については、以前のこの常識で書きましたのでおわかりいただいているものと思います。

ところが、しばらく前からは、NTTの施設が十分に整ってきて、新しく電話を引く人から、施設設備の負担金をもらわなくても、近くの電柱から電話線を引き込みさえすれば、すぐに新しい電話を開通させることができる時代になってきたのです。

また、NTTの固定電話以外は、施設設備の負担金を、新規加入者から取っていないということから、NTTの固定電話も、新規加入時に負担金を取らない様にして、新規に加入しやすくすれば、携帯電話に圧されて尻すぼみになっている固定電話に、少しでも客を取り戻そうという考えもあるものと思います。

そこで、施設設備の負担金を取ることをやめようということになったのですが、この負担金は、一般的には、加入権という名称で売り買いが行われていることは、やはり以前のこの常識で書いたとおりです。

加入権を持っている人は、これを財産として考えて、会社や法人などの決算書には、必ず「電話加入権」という項目が作られていて、たくさん電話を持っているところでは、相当な金額が計上されています。

問題のところは、NTTは、われわれが既に支払っている負担金は、「全部取り込んで返却しない」、ということなのです。要するに、今まで価値を持っていた加入権の価値が、タダになってしまう、ということなのです。

以前ポケットベルが、負担金を取るのをやめたときは、その負担金を返してきましたが、今回はやり方が違うようで、不要になったものでも、先にとったものは返さないという誠に不都合なことをやることになったようです。

会社などでは、損金として処理できるかもしれませんが、個人の場合は、そのようなことをしても、お金そのものが返ってこなければ、損は損でどうしようもないのです。

われわれは、声を大にして、既に支払っている施設設備の負担金は、利息まで付けろとは言わないので、是非返金してほしい、とすることにしましょう。

新年会 のお知らせ

今年は台風が10個又10月には新潟で大きな地震があり何か異常気象でしょうか？ 来年は良い年になればと雰囲気を変えて倉敷チボリ公園にて開催をしたいと思っています。お忙しいと思いますが、万障繰り合わせの上多数のご参加をお待ちしております。

記

日時 平成18年1月9日(日曜日)
10時30分 倉敷チボリ公園入場口付近に集合
場所 倉敷チボリ公園内 レストランくらしき
参加費 6000円/人 (チボリ入場料は6名以上はチボリ負担)
参加者希望者は05年1月7日までに下記の局に連絡下さい。

JG4BCG

JR4BXK

お知らせ

クラブ報第254号でお知らせの移動用簡易テントを購入し保管していますので、クラブ員で使用を希望される局は事前に連絡下さい。簡易テントの大きさ約3m角。
尚、簡易テントは12月の商工会議所へ持ち込みます。

以上 JR4BXK 記

春の移動のお知らせ

de JG4BCG

まだ、来年の話をすれば鬼が笑うでしょうか・・・少し早めのほうが、皆さんの計画を立てやすいかと思い今月から連絡します。JARL 総会は埼玉ですか少し遠いようなので参加は出来ませんので、来年3月から開催されます、愛・地球博と名古屋付近の観光に行きたいと思えます。宿泊はまたビジネスホテルをと考えています。ご多忙でしょうが、多くの方の参加をお待ちしております。

記

- 1、日 時 平成17年 5月21・22日（土・日曜日）
 出発21日（土曜日）6時00分 出発
 帰着22日（日曜日）20時ごろ
- 2、場 所 名古屋 愛・地球博・名古屋付近の観光
- 3、参加費 ¥4,000/一人（中学生以上）
- 4、集合場所 荒河さん（中電社宅） ⇒ 平松さん宅前
 ⇒ 若林さん宅前 ⇒ JR倉敷駅北口（バス停）

☆（参加される方は乗車場所の方に連絡を4月30日までにお願いします。）

☆ クラブ員を優先しますが、席に余裕があればクラブ員以外の方も参加できます。（20名位ですが、補助席でも良ければ24名迄受け入れれます。）

以上

運転中の携帯電話等の使用に対する規制について

去る11月1日から改正道路交通法が施行され、自動車等の運転中に携帯電話等を使用した場合は罰則が適用されることになりましたが、罰則の対象となる無線機についての警察庁の見解は、警察庁ホームページに掲載されることになりましたので、お知らせします。

なお、移動通信課と警察庁交通局交通企画課の間で、次の2点について、警察庁ホームページに掲載する内容の趣旨の範囲であれば問題ないことを確認しておりますので、併せてお知らせします。

- 1 警察庁ホームページに掲載される内容のうち「タクシー無線等」については、タクシー無線のほか、同様の使用形態であるMCA等の業務用無線が含まれること。
- 2 MCA等の業務用無線のスピーカーマイクについても罰則の適用外であること。

(参考：警察庁ホームページに掲載予定の内容)

○ 運転中に手で保持して通話のために使用した場合に罰則が科される無線通話装置とはどのようなものですか。

今回規制の対象となる「無線通話装置」とは、法律上、「携帯電話、自動車電話用装置その他無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。）」と規定されています（道路交通法第71条第5号の5）。

これは、自動車等の運転中に携帯電話等を手で持って通話のために使用したり、携帯電話等を手で持って電子メールの送受信等のために画面に表示された画像を注視することについては、

- 片手運転となり、運転操作が不安定となる
- 会話に気がとられたり、画像を注視することにより、運転に必要な周囲の状況に対する注意を払うことが困難となる

という点で特に危険な行為であるとの認識に基づき設けられています。

今回の法規制の対象となる無線通話装置については、個々具体的に判断される必要がありますが、上記の趣旨にかんがみ、一般的には、その形状や本来的な使用方法において、手で保持しなければ送信、受信のいずれをも行うことができないものが該当します。

典型例としては、携帯電話や自動車電話がこれに当たりますが、ハンズフリー装置を併用している携帯電話、据え置き型や車載型のタクシー無線等については一般的には規制の対象とならないものと考えられます。

なお、今回の規制の対象に当たらない無線通話装置を使用した場合であっても、これにより交通の危険を生じさせた場合には、安全運転義務違反（第70条）が成立し、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金が科されることとなりますので、運転中はできるだけ無線通話装置の使用を控えるよう、御理解と御協力をお願いいたします。

お知らせ

◎無線局免許手続規則改正

無線局免許手続規則が改正されました。2004年11月9日の官報に公示され、2005年5月9日から施行されます。

改正の要点は、アマチュア局の免許・再免許申請書、無線局事項書及び工事設計書（すなわち、アマチュア局関係の手続き書類の殆ど全部）の様式が変更になったものです。

免許・再免許申請書には、用紙の大きさはA4と規定されているだけで、長辺・短辺の規定がありません。しかし他の事項書や設計書が、A4横長であることからして、それらとの整合上横長（今までは縦長）になったものと思われます。

事項書中の都道府県・市町村コードは、JIS Xに規定されているものであろうと思われませんが、「不明の場合は記載を要しない」と規定されていますので、わからなければ、書かなくてOKです。

以下に、アマチュア無線に関係のある部分だけを示します。

○総務省令第百三十四号

電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年十一月九日

総務大臣 麻生 太郎

無線局免許手続規則の一部を改正する省令
無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄」を削り、同項の表を次のように改める。

区 分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
十五 アマチュア局	別表第二号の三第4	別表第二号の三第4

別表第一号から別表第三号の四までは次のように改める。

別表第一号 パーソナル無線及びアマチュア局の無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第3条及び第18条関係）

入 紙	無線局再免許	免許申請書（注1）	年 月 日
収 印	無線局再免許	申請書（注2）	住所 氏名 印

（何）総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。）殿

無線局（ ）（注3）を開設し、再免許を受けたいので、電波法第6条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

注1 免許又は再免許のいずれかの不要の文字を抹消すること。

注2 申請書の欄の記載は、次によること。

- (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載し、氏名については、自筆により記載したときは、押印を省略することができる。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。

別表第二号の三第4 アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

人工衛星等のアマチュア局のうち、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、別表第二号第2及び別表第二号の二第5の様式のとおりとし、人工衛星に開設するものについては別表第二号第6及び別表第二号の二第8のとおりとする。

無線局事項書及び工事設計書		申請番号		呼出符号		設置番号		大橋家組		有		無	
1. 申請(運用)の区分		2. 名称の番号		A類		B類		4. 大橋家組		有		無	
5. 氏名又は個人名		社名		個人名		個人名		個人名		個人名		個人名	
6. 住所		住所		住所		住所		住所		住所		住所	
7. 電話番号		電話番号		電話番号		電話番号		電話番号		電話番号		電話番号	
8. 無線設備の型式		無線設備の型式		無線設備の型式		無線設備の型式		無線設備の型式		無線設備の型式		無線設備の型式	
9. 無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式	
10. 無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式	
11. 無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式	
12. 無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式	
13. 無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式	
14. 無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式		無線局の型式	
15. 備考		備考		備考		備考		備考		備考		備考	

種 別		種 別	技術基準適合証明番号	免許可能な電波の型式及び周波数の範囲	定額方式	呼出電圧	電圧	呼出電力 (W)
16 土 家 用	送信機	<input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 増設						√
	送信機	<input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 増設						√
	送信機	<input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 増設						√
	送信機	<input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 増設						√
	送信機	<input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 増設						√
	送信機	<input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 増設						√
	送信機	<input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 増設						√
	送信機	<input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 増設						√
	送信機	<input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 増設						√
	送信機	<input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 増設						√
電 圧 中 継 の 形 式				周波数測定装置の有無	<input type="checkbox"/> 有 (電圧) 0.25W以内	<input type="checkbox"/> 無		
形 式 記 号		<input type="checkbox"/> 無線機付設置		その他の工事設計		<input type="checkbox"/> 表第3項に規定する条件に合致する。		

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 免許の申請の場合	1 (注1) 4 5 (注2) 6 7 (注3) 8 11 12 13 15 16	(注1) 開設に該当する。 (注2) 社団局(クラブ)局名欄の記載は申請者が社団の場合に限る。 (注3) 施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限る。
2 再免許の申請の場合	1 (注1) 2 3 4 5 (注2) 7 (注3) 8 11 12 13 15 16	(注1) 再免許に該当する。 (注2) 社団局(クラブ)局名欄の記載は申請者が社団の場合に限る。 (注3) 施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限る。
3 法第9条第1項若しくは第2項又は第17条の規定による工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 5 (注3) 14 16	(注1) 変更該当する。 (注2) 免許後の変更の場合に限る。 (注3) 社団局(クラブ)局名欄の記載は申請者が社団の場合に限る。
4 法第9条第4項又は第17条第1項の規定による無線設備の設置場所又は移動範囲の変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 5 (注3) 11 12 14 15	(注1) 変更該当する。 (注2) 免許後の変更の場合に限る。 (注3) 社団局(クラブ)局名欄の記載は申請者が社団の場合に限る。
5 法第19条の規定による変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 (注3) 5 (注4) 8 (注5) 13 (注5) 14 15	(注1) 変更該当する。 (注2) 免許後の変更の場合に限る。

		(注3) この欄の変更をしない場合に限る。 (注4) 社団局(クラブ)局名欄の記載は申請者が社団の場合に限る。 (注5) この欄の変更の場合に限る。
6 施行規則第43条第3項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出の場合	1 (注1)・ 2 3 5(注2) 11 14	(注1) 変更該当する。 (注2) 社団局(クラブ)局名欄の記載は申請者が社団の場合に限る。

2 表面の記載は、次によること。

- (1) ※印を付けた欄は、記載しないこと。
- (2) 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にV印を付けること。
- (3) 2の欄は、現に免許を受けている免許の番号を記載すること。
- (4) 3の欄は、現に指定されている呼出符号を記載すること。
- (5) 4の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する□にV印を付けること。
- (6) 5の欄の記載は、次によること。
 - ア 氏名又は名称の欄は、次によること。
 - (ア) 社団(クラブ)又は個人の別の欄は、社団(クラブ)又は個人の区別により該当する□にV印を付けること。
 - (イ) 申請者が個人の場合は個人又は代表者名欄に氏名を記載し、社団(クラブ)の場合は社団局(クラブ)局名欄にその名称を個人又は代表者名欄にその代表者氏名を記載(公益法人を除く。)し、それぞれにフリガナを付けること。
 - イ 住所の欄は、次によること。
 - (ア) 都道府県コードを記載し、申請者が社団の場合は主たる事務所の所在地を、申請者が外国人である場合は日本における居住地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コード欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村への記載は要しない。
 - (イ) 申請者が外国人である場合に限り、国籍欄にその国籍を記載すること。
- (7) 6の欄は、該当する□にV印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の4第1項又は第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「平成16年10月1日」の場合は「H16. 10. 1」のように記載すること。
- (8) 7の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。
- (9) 8の欄は、申請者が有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の9に規定する外国政府の証明書を有する者については、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、申請者が社団(公益法人を除く。)の場合は代表者の無線従事者免許証の番号を記載すること。
- (10) 11の欄の記載は、次によること。
 - ア 無線設備の設置(常置)場所と5の欄の住所が同一の場合は、記載を省略することができる。
 - イ 船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。
 - ウ 航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録番号を記載すること。
- (11) 12の欄は、希望する移動範囲について、該当する□にV印を付けること。
- (12) 13の欄の記載は、次によること。
 - ア 該当する□にV印を付けること。電波の型式については、第10条の2第10項の規定に基づき総務大臣が別に告示する電波の型式の記号に該当する□にV印を付けるか、□にV印を付けて電波の型式を記載すること。
 - イ 変更申請(届出)の場合であつても、変更後の周波数帯、空中線電力、電波の型式のすべてについて該当する□にV印を付けること。
- (13) 14の欄は、該当する□にV印を付けること。
- (14) 15の欄の記載は、次によること。
 - ア 免許の申請の場合
 - (ア) 申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号

(イ) 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から6か月を経過していない場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号を希望する場合は、その呼出符号

イ 再免許の申請の場合

現に受けている免許に係る免許の年月日及び免許の有効期間満了の期日

ウ 呼出符号の指定の変更の申請の場合

現に指定されている呼出符号

エ 遠隔操作を行う場合

遠隔操作を行うこと及びその方法(専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。)を記載するとともに、工事設計として以下に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。

(ウ) 電波の発射の停止が確認できるものであること。

(イ) インターネットの利用により遠隔操作を行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに適合するもの。(インターネットの利用の場合に限る。)

A 免許人以外の者がインターネットの利用により無線設備を操作できないよう措置しているものであること。

B 運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御しているものであり、その具体的措置が確認できるものであること。

オ その他参考になる事項がある場合はその事項

3 裏面の記載は、次によること。

(1) 2以上の送信機を有する場合は、第1送信機、第2送信機等と表示して各送信機ごとに該当する事項を記載するものとし、この様式1枚に全部を記載できないときは、日本工業規格A列4番の規格の用紙に適宜記載すること。

(2) 「変更の種類」欄は変更する送信機において該当する□にV印を付けること。

(3) 第15条の2又は第15条の3第1項(同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。)の規定により工事設計の全部を省略する場合は、「発射可能な電波の型式及び周波数の範囲」の欄にその旨を記載すること。

(4) 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。

(5) 第15条の3第4項(第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。)の規定が適用されることとなる場合は、「発射可能な電波の型式及び周波数の範囲」、「変調方式」、「終段管」、「定格出力」の欄の記載を省略するものとする。

(6) 無線設備の機器が、免許申請の場合において第15条の5第1項第2号に該当するものであるときは変更の届出の場合において施行規則別表第一号の三第1の22の項、同表第2の2の項若しくは別表第二号第1項第1号に該当するものであるときは、その事実を証する書面を添付すること。

(7) 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分についてその変更後の事項を記載すること。

(8) 変調の方式の欄は、無線電信の場合は記載を要しない。

(9) 終段管の欄は、終段部の真空管(半導体を含む。)の名称及び個数並びに終段陽極(これに該当するものを含む。)の電圧及び入力を記載すること。

(10) 定格出力の欄は、当該送信機の出力端子における出力規格の値を記載すること。

(11) 送信空中線の型式の欄は、移動する局の場合は記載を要しない。

(12) 周波数測定装置(施行規則第11条の3第7号の装置を含む。)について記載するものとし、該当する□にV印を付けること。ただし、26.175MHzを超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が10W以下の送信機又は技術基準適合証明設備のみの場合は記載を要しない。

(13) 送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、日本工業規格A列4番の用紙を用いて提出するものとし、□にV印を付けること。また、付属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。

ただし、第15条の3第4項(第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。)の規定が適用されることとなる場合は、送信機系統図の提出を要しない。

(14) その他の工事設計の欄は、当該無線局の工事設計の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にV印を付けること。

註 記

1)の欄を設け、平成十一年五月五日日から開始する。

◎アマチュア無線技士国家試験

第1級アマチュア無線技士 受験地 大阪 広島 松山 試験 2004年12月 5日(日)

第2級アマチュア無線技士 受験地 1アマに同じ 試験 2004年12月12日(日)

申請受付は1・2アマ共に、先月すでに終わっています。

第3・4級アマチュア無線技士 受験地 大阪 試験 2005年 2月20日(日)

” 3月20日(日)

広島 ” 1月16日(日)

岡山 ” 3月20日(日)

松山 ” 2月20日(日)

申請受付は試験月が 来年 1月のものは、3・4アマ共に、先月すでに終わっています。

2月のものは、 ” 12月 1日(水)～20日(月)

3月のものは、 ” 来年 1月 1日(土)～20日(木)まで

いずれも、消印有効となっています。

なお、くわしくは、クラブ報4月号の14ページ以降をご覧ください。

アマ技士以外の無線従事者を受験される場合は、年間の予定表がJ A 4 K 1さんのところへありますので、お問い合わせください。

◎総務省から来た配達地域指定郵便の取り扱いについて

8月下旬と9月下旬に総務省名で、「重要なお知らせ」として、水島テレビ中継局の放送チャンネルが将来テレビ放送がデジタル化されることに伴う移行措置として、

NHK総合テレビの52チャンネルが58チャンネルに

NHK教育テレビの50チャンネルが54チャンネルに変更される、という通知が来たことと思います。

この郵便による通知は、宛名なしで、発信人の指定する地域全戸に配達できる、タウンメールで届けられた物ですが、配達される家が、水島テレビ中継局を受信しているかどうかは、関係なく届けられたために、受け取った方でこの方面に詳しくない方は、パニックになられた方もあった様で、クラブ員の中にも、かなりの方が、このことについて、近所や職場の方から、相談や質問を受けられた様でした。

要するに、水島テレビ中継局を受信しておられる家では、上記のとおりチャンネルを変更してご覧ください。という通知なのです。

お上のおやりになることは、無駄が多い様で、国民の税金を使って、水島テレビ中継局を受信していないところにまで、通知を配って国民を混乱させるというのは、困ったことです。